



災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

武蔵村山市(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害等(以下「災害」という。)が甲の区域内に発生したとき(以下「発災時」という。)に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、発災時に備え、平常時から相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(調査研究等の実施)

第2条 甲及び乙は、平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動を行うものとする。

(支援活動の実施)

- 第3条 乙は、発災時に緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第236条の7に規定する国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により捜索若しくは救助を行う者として、自主的な判断に基づき、次の各号に掲げる支援活動(以下「支援活動」という。)を行うものとする。
- (1) 無人航空機(ドローン)による被災状況の調査
- (2) 無人航空機 (ドローン) により撮影した情報の甲への提供
- (3) 第1号に掲げる調査により把握した被災状況を反映した地図の作成
- (4) 前号の定めにより作成した地図データの甲への提供及びインターネット上での公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲乙協議の上定める事項
- 2 甲は、乙が支援活動を遅滞なく行えるよう、平常時から可能な範囲で協力をするものとする。

(連絡担当)

第4条 甲及び乙は、発災時及び平常時に必要な情報等を相互に提供する連絡 担当を定めることとする。

(経費の負担)

- 第5条 支援活動に要する経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、経費の負担について疑義が生じたときは、その 都度甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償等)

- 第6条 乙が実施する調査研究又は支援活動に従事する者が当該調査研究又は 支援活動により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における災害補償については、乙が負担するものとする。
- 2 乙が調査研究又は支援活動中に第三者に損害を与えた場合には、乙がその 損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月25日

甲 東京都武蔵村山市本町1丁目1番地の1

武蔵村山市

代表者 武蔵村山市長 藤野



乙 東京都調布市国領町三丁目4番41号 特定非営利活動法人クライシスマッパー ズ・ジャパン

代表者 理 事 長 古橋